合計	千百一億円			
〃	一億円	第四十八回	〃	百四円二十九銭
〃	二億円	第四十七回	〃	百四円七十八銭
〃	一億円	第四十六回	〃	百四円三十銭
〃	十五億円	第四十五回	〃	百四円三十三銭
〃	二十億円	第四十四回	〃	百三円八十銭
〃	二十億円	第四十三回	〃	百三円六十銭
〃	二十億円	第四十二回	〃	百三円四十銭
〃	十四億円	第四十一回	〃	百三円二十七銭
〃	三十五億円	第四十回	〃	百三円九十五銭
〃	十億円	第三十九回	〃	百四円二十四銭
〃	十八億円	第三十八回	〃	百四円十銭
〃	十億円	第三十七回	〃	百四円十六銭
〃	三億円	第三十六回	〃	百四円十七銭
〃	十億円	第三十五回	〃	百四円十八銭
〃	三億円	第三十四回	〃	百四円二十銭
〃	一億円	第三十三回	〃	百四円二十二銭

○**財務省告示第二十九号**

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十二月二十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第六回	四億円	百二円五十五銭
〃	第七回	五億円	百三円九十銭
〃	第八回	五億円	百四円十銭
〃	〃	二億円	百四円六十銭
〃	〃	五億円	百五円四十銭
〃	〃	五億円	百五円六十銭

○**農林水産省経済産業省告示第一号**

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第百二条の二第三号イ(2)の規定に基づき、主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年一月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

経済産業大臣　宮沢　洋一

商品先物取引法施行規則（以下「規則」という。）第百二条の二第三号イ(2)の主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者は、次に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者とする。

一　年金（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいう。）の年額

二　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二条第一項に規定する恩給の年額

三　顧客が六十歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した退職金の額の二十分の一の額

四　顧客が六十歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前五年間に受領した生命保険金額の二十分の一の額

五　顧客が六十歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前五年間に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の二十分の一の額

六　その他前各号に掲げるものに類するものの額

合計	百一億円			
〃	一億円	第十六回	〃	百十一円十八銭
〃	六億円	第十四回	〃	百九円七十五銭
〃	十億円	〃	〃	百九円九十銭
〃	十億円	〃	〃	百九円八十銭
〃	十一億円	第十三回	〃	百九円七十銭
〃	五億円	〃	〃	百八円九十五銭
〃	五億円	〃	〃	百八円八十五銭
〃	十億円	〃	〃	百八円七十五銭
〃	十四億円	第十二回	〃	百八円六十八銭
〃	三億円	〃	〃	百五円七十銭